

高等学校産業教育施設整備費国庫補助金交付要綱

平成15年4月1日
文部科学大臣決定
一部改正 平成20年4月1日

(通 則)

第1 産業教育施設整備費国庫補助金（私立学校施設整備費補助金（私立高等学校産業教育施設整備費））（以下「国庫補助金」という。）の交付については、産業教育振興法（昭和26年法律第228号。以下「法」という。）、「同法施行令」（昭和27年政令第405号。以下「政令」という。）及び同法施行規則（昭和51年文部省令第36号。以下「省令」という。）、「並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2 国庫補助金は、法に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）等の設置者（以下「設置者」という。）が、産業教育のための実験実習施設（以下「施設」という。）を整備する場合に、これに要する経費の一部を補助し、もって産業教育の振興の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 設置者が施設を整備するために必要な経費のうち、国庫補助金の交付の対象として文部科学大臣（以下「大臣」という。）が認める別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「補助事業に要する経費」という。）について、その一部を予算の範囲内で補助する。

2 国庫補助金の区分、補助事業名、補助事業の内容、国庫補助金の交付の対象とする施設及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

3 国庫補助金の最低限度額は、前項に定める国庫補助金の区分ごとに、原則として、500千円とする。ただし、補助事業のうち都道府県工事事務費については適用しない。

(申請手続)

第4 設置者が、国庫補助金の交付を受けようとするときは、別に定める様式等（以下「様式等通知」という。）により交付申請書を作成し、別に通知する期日までに都道府県知事を経由して大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5 大臣は、交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、都道府県知事に通知するものとする。

2 都道府県知事は、大臣から前項の通知を受けたときは、速やかに設置者に対し交付決定通知書を送付するものとする。

3 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書等が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取り下げ)

第6 設置者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより国庫補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、別に通知する場合のほか、交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書類を都道府県知事を経由して大臣に提出しなければならない。

(補助事業の契約等)

第7 設置者が、補助事業を遂行するため契約等を行う場合には、国の契約等に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(交付決定の内容の変更及び承認)

第8 設置者が、補助事業の内容を変更しようとする場合は、様式等通知により変更承認申請書を作成し、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

ただし、国庫補助金交付の目的及び条件に違反せず、かつ、その内容が補助目的の達成をより効率的にすることを条件として計画される変更で別表2に掲げる変更(以下「軽微な変更」という。)に該当する場合は、この限りでない。

2 大臣は、前項の承認をする場合においては、必要に応じて条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9 設置者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10 設置者は、補助事業が所定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式等通知により完了期日延期承認申請書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11 設置者は、補助事業の遂行の状況について、様式等通知により進行状況報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12 設置者は、補助事業の完了した日(第9の承認を受けた日を含む。)から起算して1か月以内又は国の会計年度が終了した場合は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式等通知により実績報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定等)

第13 都道府県知事は、第12の報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付の決定の内容(第8に基づき承認された場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき国庫補助金の額を別表3に掲げるところにより確定し、設置者に通知するものとする。

2 都道府県知事が、国庫補助金の額の確定を行った場合には、様式等通知により実績報告一覧を作成し、大臣に送付するものとする。

- 3 都道府県知事は、設置者に交付すべき国庫補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の国庫補助金の返還を命ずる。
- 4 設置者は、前項の返還を命ぜられた国庫補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

- 第14 大臣は、第9の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 設置者が、国庫補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (2) 設置者が、国庫補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく大臣の処分に違反した場合
 - (3) 設置者が、補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定をした後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取り消しをした場合において当該取り消しに係る部分に対し、すでに国庫補助金が交付されているときは期限を付して当該国庫補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、1項の(1)から(3)までによる取り消しに係る国庫補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る国庫補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該国庫補助金の額につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付をあわせて命ずるものとする。
- 4 2項に基づく国庫補助金の返還の納付については、第13の4の規定を準用する。

(施設の管理)

- 第15 設置者は、補助事業により取得又は効用の増加した施設については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

(施設の処分の制限)

- 第16 設置者は、別に定める期限内に大臣の承認を受けずに国庫補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 前項に従い、大臣の承認を受けて処分したところにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する額を国に納付させることがある。

(国庫補助金の経理)

- 第17 設置者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 設置者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第18 第17までに定めるもののほか、国庫補助金の取り扱いについては、別に定めるところによる。

(別記1)

施設基準面積

科目群	基準面積
情報基礎に関する科目群	490 m ²
情報応用に関する科目群	1,750
生物生産に関する科目群	8,470
林業に関する科目群	1,720
食品化学に関する科目群	2,260
工業基礎に関する科目群	1,220
電子基礎に関する科目群	440
機械に関する科目群	3,220
自動車に関する科目群	3,380
船舶に関する科目群	2,840
電気に関する科目群	1,760
電子応用に関する科目群	1,910
建築に関する科目群	1,860
設備工業に関する科目群	2,110
土木・造園に関する科目群	1,760
化学工業に関する科目群	2,130
材料技術に関する科目群	2,690
セラミックに関する科目群	2,390
繊維に関する科目群	2,200
インテリアに関する科目群	2,600
デザインに関する科目群	2,310
流通・経営に関する科目群	1,460
国際経済に関する科目群	520
水産・海洋基礎に関する科目群	1,150
海洋漁業に関する科目群	880
栽培漁業に関する科目群	1,150
被服に関する科目群	440
食物・調理に関する科目群	720
保育・福祉に関する科目群	1,170
看護に関する科目群	1,190

別表1

国庫補助金の交付の対象とする事業等

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設	補助率
私立学校施設整備費補助金（私立高等学校産業教育施設整備費）	一般施設	<p>農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報又は福祉に関する学科若しくは総合学科（職業科目を25単位以上開設している場合に限る。）を設置している高等学校において、政令別表に掲げる施設（以下「基準施設」という。）及び当該基準施設の整備に伴い必要となる廊下等（以下「付帯施設」という。）の整備を行う事業とする。</p>	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする基準施設は、省令別表第1の科目群ごとに掲げる施設とする。</p> <p>2 各学校ごとの国庫補助金の交付の対象とする施設の面積は、各学校で開設する科目に対応する別記1の科目群ごとの「基準面積」欄に掲げる面積の合計（省令第3条第1項各号によって行う別に定める補正を適用した場合は、補正後の面積の合計とする。）を限度とする。</p> <p>3 省令別表第1に定める科目群ごとの基準面積を超える施設を整備する場合は、別に定めるところにより、各学校ごとの基準面積（補正を適用した場合は、補正後の基準面積とする。）の総面積の範囲内において補助対象とすることができる。</p> <p>4 国庫補助金の交付の対象とする付帯施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付帯施設の範囲は、基準施設の整備に伴い必要となる昇降口、階段、廊下の通路部分及び便所とする。</p> <p>(2) 便所は、基準施設及び当該施設の付帯施設のみが設置される階等のものとする。</p> <p>5 国庫補助金の交付の対象とする工事費は、原則として次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 本工事費</p> <p>本工事費は、建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）、仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）及び雑工事に要する経費とする。なお、雑工事には、施設に付属するもので建物の部分として工事され、かつ、固定して設けられている黒板、掲示板、実験台、戸だな、機械の据付</p>	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設	補助率
			<p>台、流し、たな、鏡、室名札、物入れ、物掛け、換気扇、排気天蓋、犬走り、テラスに付属する農具などの洗場等の工事を含めるものとする。</p> <p>(2) 付帯工事費</p> <p>付帯工事に要する経費であり、付帯工事は次表の「工事の種類」欄に掲げる工事ごとに「付帯工事に含めるものの例」欄に掲げるものとし、当該建物に直接関係のない工事、同一敷地外の工事、既存建物内部の工事及び「付帯工事に含めないものの例」欄に掲げるものは含めないものとする。</p>	

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設			補助率
			工事の種類	付帯工事に含めるものの例	付帯工事に含めないものの例	
			電燈照明工事 実験実習のための電力工事 給水工事 排水工事 衛生工事 冷暖房工事 (実験実習のための冷暖房工事に係るものを除く) ガス工事 給食リフト工事 防火・消火工事 放送等弱電工事 避雷工事 埋蔵文化財調査工事 門、困障等の工事	左の工事のための電気配線、配管、変圧器、分電盤、配電盤 差し込み口、取付照明器具、建築当初取付照明燈 給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井 排水管、トラップ、排水溜桝 犬走り側溝、排水ポンプ 汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ 配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式、冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突 ガス配管、諸コック 給食リフト一式 火災報知器、感知器、火災警報器、消火栓、ボックス一式及び消防署への直接連絡設備 室内スピーカー、電気時計 避雷針設備工事一式 機械器具借損料等 門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下	移動照明器具 備品的な冷暖房器具(ストーブ等) ガス器具(コンロ等) 放送機、マイクロホン、電話機	

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設	補助率																																				
			<p>(3) 買 取 費 買取費とは、買取その他これに準ずる方法による取得等に要する経費をいう。この場合、「買取」とは購入により新築、増築、に代える方法をいい、「その他これに準ずる方法」とは、買取して移築する方法、買取して改造する方法等をいう。なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づいて選定された民間事業者が施設を整備した後、地方公共団体が当該施設の所有権を取得する方式に係るものを含む。</p> <p>(4) 修 理 費 基準施設として使用したことの無い施設を修理（模様替を含む。）によって同施設として活用するために必要な上記(1)及び(2)の工事費とする。</p> <p>6 国庫補助金の交付の対象とする工事費の算定は、次の施設の構造区分ごとに、別に通知する1平方メートル当りの工事単価を勘案し、当該単価に国庫補助金の交付の対象とする施設の面積を乗じて算定する。ただし、当該単価よりも低廉な単価で実施する場合は、その単価により算出する。</p> <p>施設の構造区分</p> <table border="1" data-bbox="1030 853 1803 1204"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要骨組み部分</th> <th>柱</th> <th>床 ば り</th> <th>けた 冊 差</th> <th>こう配屋根の 小屋 組 み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木</td> <td>造</td> <td>木 材</td> <td>木材又は鉄材</td> <td>木 材</td> <td>木材又は鉄材</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋</td> <td>コンク リ ー ト 造</td> <td>鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋 コンクリート又は耐火ひふく 鉄骨</td> <td>鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋 コンクリート、耐火ひふく 鉄骨又は鉄骨</td> <td>鉄筋コンクリート 鉄骨鉄筋コンクリート、耐火ひふく 鉄骨又は鉄骨</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄 骨</td> <td>鉄 骨 造</td> <td>鉄 骨</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>等</td> <td>そ の</td> <td>木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造以外のもの (例) 石造、れんが造、ブロック造</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>造</td> <td>他 造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 建物の面積及び国庫補助金の交付の対象とする施設の面積の算定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建物の面積は、棟ごとに壁、建具等により風雨を防ぎうる部分(壁、建具等がなくても産業教育の実験実習のため、定常的に室内的用途に使用する場合は、風雨を防ぎうるものとみなす。)の床面積の合計をいう。</p>	主要骨組み部分		柱	床 ば り	けた 冊 差	こう配屋根の 小屋 組 み	木	造	木 材	木材又は鉄材	木 材	木材又は鉄材	鉄 筋	コンク リ ー ト 造	鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋 コンクリート又は耐火ひふく 鉄骨	鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋 コンクリート、耐火ひふく 鉄骨又は鉄骨	鉄筋コンクリート 鉄骨鉄筋コンクリート、耐火ひふく 鉄骨又は鉄骨		鉄 骨	鉄 骨 造	鉄 骨				等	そ の	木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造以外のもの (例) 石造、れんが造、ブロック造				造	他 造					
主要骨組み部分		柱	床 ば り	けた 冊 差	こう配屋根の 小屋 組 み																																			
木	造	木 材	木材又は鉄材	木 材	木材又は鉄材																																			
鉄 筋	コンク リ ー ト 造	鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋 コンクリート又は耐火ひふく 鉄骨	鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋 コンクリート、耐火ひふく 鉄骨又は鉄骨	鉄筋コンクリート 鉄骨鉄筋コンクリート、耐火ひふく 鉄骨又は鉄骨																																				
鉄 骨	鉄 骨 造	鉄 骨																																						
等	そ の	木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造以外のもの (例) 石造、れんが造、ブロック造																																						
造	他 造																																							

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設	補助率
			<p>床面積の算定は各階ごとに、壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の水平投影面積を測定して行うものとし、棟ごとの延べ面積はその合計面積（1平方メートル未満は四捨五入する。）とする。ただし、エレベーター、リフト等のシャフト部分、室内の煙突等床はないが通念上床面積に含まれる部分は床面積に算入し、次のいずれかに該当する部分は床面積に算入しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ギャラリー等で日常利用されず補助的通行等に利用される内のり2.0メートル以下のもの ② 天井高又は床下高2.0メートル以下の中2階等 ③ 建物の外部に固着した内部の高さ2.0メートル以下の部分 ④ 二重窓の室内部分その他床面積に算入することが不相当と認められる部分 <p>なお、風雨を防ぎえないため、床面積に算定されない部分は、ひさし、ぬれ縁、ポーチ及びアーケードの類、壁（腰壁は壁でないものとする。）で囲まれていない外部階段及びバルコニーの類並びにピロティー等である。</p> <p>(2) 国庫補助金の交付の対象とする施設の面積は、各施設ごとに上記(1)に準じて測定し、算定するものとする。</p>	
	普通科等家庭科	<p>高等学校の普通科等における家庭科教育のための実験実習施設及び付帯施設の整備を行う事業とする。ただし、私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等施設高機能化整備費）交付要綱（平成13年4月1日文科科学大臣裁定）の第2条に掲げる経費を除くものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助金の交付の対象とする高等学校（分校は1の高等学校とみなす。）は、家庭に関する科目を4単位（科目「家庭基礎」においては2単位）以上履修させる学科を設置している高等学校とする。 2 国庫補助金の交付の対象とする実験実習施設は、別に定める「高等学校普通科等家庭科教育施設・設備基準」に掲げるものを標準とする。 3 国庫補助金の交付の対象とする付帯施設は、一般施設の補助事業の4に準ずる。 4 国庫補助金の交付の対象とする 	1/3。ただし、沖縄にあっては6/10。

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設	補助率								
			<p>施設の合計面積は、次表の「単位区分」欄に掲げる単位区分ごとに「面積」欄に掲げる面積から整備を行う年度の前年度末の現有面積を減じた面積を限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="1200 459 1585 616"> <thead> <tr> <th>単位区分</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※4～7単位</td> <td>630㎡</td> </tr> <tr> <td>8～17単位</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>18単位以上</td> <td>730</td> </tr> </tbody> </table> <p>※科目「家庭基礎」を履修する場合は2～7単位</p> <p>5 国庫補助金の交付の対象とする施設の工事費及び当該工事費の算定並びに建物の面積及び国庫補助金の交付の対象とする施設的面積の算定は、一般施設の補助事業の5、6及び7に準ずる。</p>	単位区分	面積	※4～7単位	630㎡	8～17単位	630	18単位以上	730	
単位区分	面積											
※4～7単位	630㎡											
8～17単位	630											
18単位以上	730											
	専攻科	<p>高等学校における職業学科若しくは総合学科の卒業生、又はこれに準ずる者に対し、引き続き一貫した専門教育を行うために高等学校に設置する専攻科において必要な実験実習施設及び付帯施設の整備を行う事業とする。</p>	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする施設は、農業、工業、商業、水産、家庭及び看護に関する専攻科における産業教育のための実験実習に必要な施設とする。</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする1専攻科当たりの施設の合計面積は、次表に掲げる「面積」（別に定める補正を適用した場合は、補正後の面積とする。）から整備を行う年度の前年度末の現有面積を減じた面積を限度とする。</p>	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。								

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設・設備	補助率														
			<table border="1" data-bbox="1176 300 1585 576"> <thead> <tr> <th>専攻科名</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業に関する専攻科</td> <td>4, 500</td> </tr> <tr> <td>工業に関する専攻科</td> <td>2, 700</td> </tr> <tr> <td>商業に関する専攻科</td> <td>2, 100</td> </tr> <tr> <td>水産に関する専攻科</td> <td>2, 700</td> </tr> <tr> <td>家庭に関する専攻科</td> <td>1, 000</td> </tr> <tr> <td>看護に関する専攻科</td> <td>1, 000</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1137 619 1798 687">3 国庫補助金の交付の対象とする付帯施設は、一般施設の補助事業の4に準ずる。</p> <p data-bbox="1137 699 1798 842">4 国庫補助金の交付の対象とする施設の工事費及び当該工事費の算定並びに建物の面積及び国庫補助金の交付の対象とする施設の面積の算定は、一般施設の補助事業の5、6及び7に準ずる。</p>	専攻科名	面積 (㎡)	農業に関する専攻科	4, 500	工業に関する専攻科	2, 700	商業に関する専攻科	2, 100	水産に関する専攻科	2, 700	家庭に関する専攻科	1, 000	看護に関する専攻科	1, 000	
専攻科名	面積 (㎡)																	
農業に関する専攻科	4, 500																	
工業に関する専攻科	2, 700																	
商業に関する専攻科	2, 100																	
水産に関する専攻科	2, 700																	
家庭に関する専攻科	1, 000																	
看護に関する専攻科	1, 000																	
	産業教育共同利用施設	高等学校の生徒の実習及び教員の研修等を行うために設置する産業教育共同利用施設において必要な寄宿舍、実験実習施設及び付帯施設の整備を行う事業とする。	<p data-bbox="1137 895 1798 1002">1 国庫補助金の交付の対象とする施設は、産業教育共同利用施設における産業教育のための実験実習に必要な施設とする。</p> <p data-bbox="1137 1013 1798 1120">2 国庫補助金の交付の対象とする施設は、寄宿舍、実験実習施設及び付帯施設とし、1か所当たりの床面積は、鉄筋コンクリート造り3, 500㎡を標準とする。</p> <p data-bbox="1137 1131 1798 1200">3 国庫補助金の交付の対象とする付帯施設は、一般施設の補助事業の4に準ずる</p> <p data-bbox="1137 1211 1798 1355">4 国庫補助金の交付の対象とする施設の工事費及び当該工事費の算定並びに建物の面積及び国庫補助金の交付の対象とする施設の面積の算定は、一般施設の補助事業の5、6及び7に準ずる。</p>	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。														

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設・設備	補助率
	農業経営者育成高等学校拡充整備	<p>農業高等学校において農業の担い手の育成を目的とする教育（以下「農業経営者育成教育」という。）を充実するため、必要な寄宿舎、実験実習施設及び付帯施設の拡充整備を行う事業とする。</p>	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする農業高等学校は、寄宿舎教育の実施期間により次の類型に区分する。</p> <p>(1) 寄宿舎教育を1か年を超えて実施する学校 A類型</p> <p>(2) 寄宿舎教育を6か月から1か年実施する学校 B類型</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする施設は、寄宿舎、実験実習施設及び付帯施設とし、その範囲及び構造は次に掲げるものを標準とする。</p> <p>(1) 寄宿舎</p> <p>① 寄宿舎の範囲は、居室、寝室等生徒の寄宿のために供する室、図書室、医務室等生徒の教養保健のために供する室、管理人室、食堂、便所等の管理関係室、物置等の付属室及び上記各室に付帯する玄関、昇降口、階段、廊下（渡り廊下を含む。）等の通路部分とする。</p> <p>② 寄宿舎の構造は、鉄筋コンクリート造とする。</p> <p>(2) 実験実習施設</p> <p>① 実験実習施設は、農業経営者育成教育のために必要な施設とする。</p> <p>② 実験実習施設の構造は、鉄骨等造とする。</p> <p>(3) 付帯施設 一般施設の補助事業の4に準ずる。</p> <p>3 国庫補助金の交付の対象とする施設の整備は次のとおり行うものとし、1校当たりの施設の床面積は実験実習施設と付帯施設とを合わせ次に掲げる面積を標準とする。</p>	1/3。ただし、沖縄にあっては6/10。

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設・設備	補助率															
			<table border="1" data-bbox="1238 300 1559 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">施設</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A類型</td> <td>寄宿舍</td> <td>4,052㎡</td> </tr> <tr> <td>実験実習施設</td> <td>1,868</td> </tr> <tr> <td>寄宿舍</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B類型</td> <td>実験実習施設</td> <td>1,256</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1137 778 1798 922">4 国庫補助金の交付の対象とする施設の工事費及び当該工事費の算定並びに建物の面積及び国庫補助金の交付の対象とする施設の面積の算定は、一般施設の補助事業の5、6及び7に準ずる。</p>	区分	施設		施設名	面積	A類型	寄宿舍	4,052㎡	実験実習施設	1,868	寄宿舍	2,280	B類型	実験実習施設	1,256	
区分	施設																		
	施設名	面積																	
A類型	寄宿舍	4,052㎡																	
	実験実習施設	1,868																	
	寄宿舍	2,280																	
B類型	実験実習施設	1,256																	
		農場施設整備	農業に関する学科を設置している高等学校において、産業教育のための実験実習に必要な農場（以下「農場」という。）の整備を行う事業とする。	<p data-bbox="1137 975 1798 1118">1 国庫補助金の交付の対象とする農場は、田、畑、樹園、牧草地等の耕地並びにこれらに付属するかんがい及び排水のための水路及び農機具等の搬送のための道路等とする。</p> <p data-bbox="1182 1129 1682 1158">ただし、次に掲げる農場は除くこととする。</p> <p data-bbox="1144 1169 1798 1353">(1) 設置者が所有権を有しない農場 (2) 産業教育のための実験実習施設並びにその他の建物等を整備する予定の農場（ビニールハウス及びフレーム等は除くものとし、当該農場のうち建物敷地に限るものとする。）</p>	1/3。ただし、沖縄にあっては6/10。														

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設・設備	補助率
			<p>2 国庫補助金の交付の対象とする経費は、農場の整備に必要な次の各号に掲げる工事に要する経費とする。</p> <p>(1) 区画整理の工事</p> <p>(2) 用水及び排水のための水路（暗渠工事を含む）工事</p> <p>(3) 農場内の道路工事</p> <p>(4) 上記の(1)から(3)の工事を行うことに伴い、耕地に隣接している土地で、最小限上記1の農場として使用する必要がある場合の上記(1)から(3)の工事</p> <p>(5) 農場の用土を変更するための客土工事 ただし、次に掲げる経費は除く。</p> <p>① 農場の購入に要する経費</p> <p>② 区画整理等の設計等に関する経費</p> <p>③ 他の農用地等との交換分合並びに農場に関する利用上必要な土地及び水の使用に関する権利等に関する経費</p> <p>④ 埋立て又は干拓等の経費</p> <p>⑤ 災害復旧に要する経費</p> <p>⑥ 国の他の補助金等の交付の対象となる工事費等</p> <p>3 国庫補助金の交付の対象とする経費の総額は、原則として、農場の整備面積に30a当たり465万円を乗じて得た金額を限度とする。</p>	
	工事事務費	設置者が補助事業を実施するために必要とする事務費である。	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする経費は賃金、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等とし、経常的経費として当然支出すべき給与、諸手当等を含めてはならない。</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする経費は、国庫補助金の交付の対象とする工事費の100分の1（千円未満は切り捨てる。）とする。</p>	1/3。ただし、沖縄にあっては6/10。

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする施設・設備	補助率
	特別装置	高等学校において、産業教育のための実験実習に必要な装置等のうち産業教育のための実験実習施設と一体として使用される装置等(以下「特別装置」という。)の整備を行う事業とする。	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする特別装置は、次の各号いずれにも該当するものとし、これらの整備事業の合計額(次の3に定める経費の合計額とする。)において、500万円以上のものとする。</p> <p>(1) 施設を整備した年度若しくは次年度又はその両年度において整備する装置等であること。</p> <p>(2) 施設の新築、増築、改築又は改修(電気、給水、排水等の付帯工事を含む。)に伴い整備する装置で当該施設と一体として使用される装置等であること。</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする特別装置の数量は、産業教育のための実験実習に必要な数量とする。</p> <p>3 国庫補助金の交付の対象とする経費は、特別装置の購入に要する経費(特別装置を工事により整備する場合は、当該工事に要する経費とする。)及び特別装置を設置するに際し施設の改修(電気、給水、排水等の付帯工事を含む。)を行う場合は当該工事に要する経費の合計額とする。</p>	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。
	実習船	高等学校に水産に関する学科における生徒の乗船実習のための実習船の建造を行う事業とする。	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする実習船は、別に定めるトン数以上の実習船とする。</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする建造費は、別に定めるトン当たり単価に別に定める1隻当たりのトン数を乗じて算定する。</p>	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。
	都道府県工事事務費	都道府県が、学校法人の行う補助事業を適正に執行するため、国との連絡及び学校法人等に対して行う指導、連絡、調査、検査等のために必要とする事務費である。	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする経費は、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等とし、経常的経費として当然支出すべき給与、諸手当等を含めてはならない。</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする経費は、学校法人が国庫補助金の交付の対象とする工事費の100分の1以下(千円未満は切り捨てる。)とする。</p>	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。

別表 2

軽 微 な 変 更 の 内 容

国 庫 補 助 金 の 区 分	変 更 内 容
私立学校施設整備費補助金 (私立高等学校産業教育施設 整備費)	<p>1 工事事務費から一般施設等の工事費へ変更する場合。</p> <p>2 事業ごとに配分された国庫補助金(上記1により変更した場合は、変更後の国庫補助金とする。)の合計額及び補助対象学校等を変更することなく、事業ごとに配分された補助対象経費(上記1により変更した場合は、それぞれ変更後の額とする。)を変更する場合。</p> <p>3 事業ごとに、次の変更を行う場合。</p> <p>(1) 一般施設 普通科等家庭科 専攻科 産業教育共同利用施設 農業経営者育成高等学校 拡充整備</p> <p>① 所要工事面積の総計面積についてその5%以内の変更。ただし、学校ごとの所要工事面積のうち産業教育のための実験実習施設についてその5%を超えて減ずる変更は除く。</p> <p>② 工事区分及び構造の変更。</p> <p>③ 工事予定の変更。ただし、当該年度における変更とする。</p> <p>(2) 農場施設整備</p> <p>① 所要面積の合計額についてその5%以内の変更。</p> <p>② 工事予定の変更。ただし、当該年度内における変更とする。</p> <p>(3) 特別装置</p> <p>① 国庫補助金の合計額及び補助対象学校等に変更をきたすことなく、配分された補助対象経費の20%以内の額の変更。</p> <p>(4) 実習船</p> <p>① 実習船名の変更。</p> <p>② 補助対象経費を変更することなく、全体事業計画、所要工事量及び所要工事単価を変更する場合。</p> <p>③ 工事予定の変更。ただし、当該年度内における変更とする。</p> <p>(5) 工事事務費</p> <p>① 上記1の変更に伴う金額の合計額の変更。</p> <p>② 費目及び費目ごとの金額の変更。</p> <p>(6) 都道府県工事事務費</p> <p>① 合計を減ずることなく、費目及び費目ごとの金額の変更。</p>

別表 3

国庫補助金の額の確定の算出方法

国庫補助金名	国庫補助金の額の算定方法
私立学校施設整備費補助金(私立高等学校産業教育施設整備費)	<p>次の(1)により算出された学校等ごとの工事費の額に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額, 次の(2)により算出された事務費の額に上記補助率を乗じて得た額, 次の(3)により算出された学校ごとの工事費の額に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額, 次の(4)により算出された学校等ごとの経費に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額及び次の(5)により算出された経費に補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし, 上記の学校等ごとの工事費等の額ごとに上記補助率を乗じて得た額が, それぞれ配分された補助事業に要する経費に対応する国庫補助金の額(国庫補助金の額が変更された場合には, 変更された額とする。)を超える場合は当該国庫補助金の額を限度とする。</p> <p>なお, 国庫補助金の工事費の合計額及び事務費の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 一般施設等に係る工事費の算出 学校等ごとに配分された工事費の実支出額とする。 なお, 補助事業とそれ以外の事業とが同一契約によって同時に実施されているときは, 原則として, 同一構造ごとに次式により配分された工事費の実支出額を算出する。</p> <p>① 交付申請書の「事業計画書」の「事業計画」の補助対象工事費の実支出額÷建築実施延床面積=平均単価 ② 平均単価×学校等別同一構造別ごとの補助対象床面積=配分された工事費の実支出額</p> <p>(2) 工事事務費及び都道府県工事事務費の算出 配分された事務費の実支出額とする。</p>

国庫補助金名	国庫補助金の額の算定の方法
	<p>(3) 農場施設整備に係る工事費の算出 学校ごとに配分された工事費の実支出額とする。 なお、補助事業とそれ以外の事業とが同一契約によって同時に実施されているときは、原則として次式により配分された工事費の実支出額を算出する。</p> <p>① 交付申請書の「事業計画書」の「事業計画」の全体事業計画補助対象工事費の実支出額÷全体事業計画の工事面積等の実施面積×30a＝平均単価 ② 平均単価×補助対象面積÷30a＝配分された工事費の実支出額</p> <p>(4) 特別装置に係る経費の算出 学校等ごとに配分された補助事業に要する経費の実支出額とする。</p> <p>(5) 実習船に係る経費の算出 配分された補助事業に要する経費の実支出額とする。</p>